

# 障害者差別解消法等に係る再周知等のお願いについて

令和6年10月

経済産業省経済産業政策局経済社会政策室

製造産業局素形材産業室

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定されました。令和3年5月には同法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が努力義務から義務へと改められました（令和6年4月施行）。同法の更なる普及啓発と適切な運用のため、以下の御協力を賜れますようお願いいたします。

## 1. 障害者差別解消法に基づく経産省所管事業分野における対応指針について

令和6年4月、当省は、障害者差別解消法に基づき、経済産業省所管分野の事業者が障害者に適切に対応するためのガイドラインとして、「経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成27年経済産業省告示第250号。以下、「対応指針」という）を改訂、公表しました。当該対応指針の内容について貴団体の加盟企業等に対し、再度伝達いただくとともに、障害者差別解消法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知をお願いします。

（経産省対応指針）

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/shougai/downloadfiles/taioushishin\\_rubinashi.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/shougai/downloadfiles/taioushishin_rubinashi.pdf)

## 2. 「合理的配慮の提供」等に関する相談事例等の収集のご協力お願い

障害者差別解消法の運用をさらに実効性のあるものとしていくため、「不当な差別的取扱い」、「合理的配慮の提供」、「環境の整備」に関する相談事例等（相談を受けた事例や自発的に行った好事例等）の調査を実施いたします。つきましては、貴団体の加盟企業等において把握されている相談事例等のうち、広く情報共有することが望ましいものや特徴的なものがございましたら、別添の調査票に記入の上、以下の要領にてメールでご提出ください。（対象期間：令和5年4月～令和6年3月）

なお、今回御提出いただいた回答については、内閣府にて取りまとめの上、対外的に公表されます。

### **■ 回答要領**

回答期限：令和6年11月8日（金）17：00まで ※該当事例が無い場合は回答不要

添付資料：・【〇〇（団体名等）】調査票\_R06.xlsx

・事務連絡（障害者差別解消法に係る相談事例等に関する調査について）.pdf

### **【回答ファイル提出先・調査内容に関するお問い合わせ先】**

みずほリサーチ&テクノロジーズ（株）社会政策コンサルティング部

ヘルスケア・共生社会共創チーム

内閣府 令和6年度 障害者差別の解消の推進に関する取組状況調査 事務局

担当者：奈良場、小松

E-mail：[shougaisabetsu@cz-wee.com](mailto:shougaisabetsu@cz-wee.com), [bzl-syogaisya@meti.go.jp](mailto:bzl-syogaisya@meti.go.jp)

**※上記2つのアドレスを宛先としていただくようお願いします。**

電話：03-5281-5275 [受付時間：平日 10:00-12:00、13:00-17:00]

※ 調査票の回収・検票・データ入力等の一部業務は、（株）シーズに再委託しております。

本調査で得られたデータの目的外使用は一切行いません。

### **3. 「電話リレーサービス」の周知について**

聴覚や発話に障害のある方による電話の利用の円滑化のため、手話通訳者などがオペレータとして、聴覚や発話に障害のある方と耳のきこえる方の意思疎通を仲介する「電話リレーサービス」が、公共インフラ化されることとなりました（「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が令和2年12月1日に施行）。

2021年7月1日にサービスが開始されており、再度周知をお願いします。

（電話リレーサービス：総務省 HP）

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/telephonerelay/index.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/telephonerelay/index.html)

### **4. 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法について**

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることに鑑み、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案」（いわゆる、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が令和4年5月25日に公布・施行されました。

これを受け、経済産業省では、令和4年度に企業におけるアクセシビリティ等の取組を促進することを目的とし、アクセシビリティに関する国内外の動向や企業の先進事例等の調査を行いましたので、報告書の URL をお送りします。加盟企業等に対して再度周知していただき、今後の検討にお役立ていただけますと幸いです。

○障害者を包摂したサステナブル・ビジネスの国内外の動向等調査（2023年3月公表）

（概要版）[https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/shougai/R4research\\_syougai\\_gaiyou.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/shougai/R4research_syougai_gaiyou.pdf)

（本文）[https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/shougai/R4research\\_syougai\\_all.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/shougai/R4research_syougai_all.pdf)

### **■参考資料**

●障害者差別解消法 広報資料（内閣府）

①リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました」

[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai\\_leaflet-r05.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html)

②チラシ「障害者差別解消法が改正に 事業者にも合理的配慮の提供が義務化されました」

[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai\\_chirashi-r05.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_chirashi-r05.html)

● 「障害者差別解消法【①合理的配慮の提供等事例集】及び【②事例データベース】」

①<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html>

②<https://jireidb.shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>

● 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法について

概要：[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jouhousyutoku/pdf/jouhou\\_gaiyo.pdf](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jouhousyutoku/pdf/jouhou_gaiyo.pdf)

本文：[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jouhousyutoku/pdf/jouhou\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jouhousyutoku/pdf/jouhou_honbun.pdf)

● 障害者政策関連ページ（経済産業省 HP）：<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/shougai/>

● 内閣府障害者施策担当 HP：<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

**【「対応指針」や調査の趣旨等に関するお問い合わせ先】**

経済産業省経済産業政策局経済社会政策室

担当：小迫、飯尾

電話：03-3501-1511（内線：2131）FAX：03-3501-0382

製造産業局素形材産業室 担当：橋詰

電話：03-3501-1511（内線：63827）